

## 尾鷲市農業委員会 令和4年2月定例会 議事録

1. 開催日時：令和4年2月7日（月）午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館2階講座室A

3. 出席委員（8名）

会長	6番	高村	敦夫
委員	1番	船津	貫一
	2番	野田	泰史
	3番	黒	次美
	4番	塩津	史子
	5番	庄司	和稔
	7番	野地	長生
	8番	大川	治夫

農地利用最適化推進委員	北村	都志雄
	濱野	薫久

4. 欠席委員

5. 議事日程

1. 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について
2. 農地法第5条の規定による許可について
3. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山	有朋	欠席
事務局次長	湯浅	大紀	
事務局書記	大川	健志	

7. 会議の概要

議長

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和4年2月の定例農業委員会を開会します。よろしくお願いいたします。本日の署名委員は3番の〇〇さん、4番〇〇さん、よろしくお願いいたします。早速ですが議事に入りたいと思います。それでは報告第1号、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願についてを事務局より報告いたします。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。令和3年5月24日付農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げ願について1件の申出がありました。この申請については令和3年6月の農業委員会会議に諮り、県に進達、令和4年1月21日付で許可申請書の取り下げ願が提出されました。

取下げの事由としましては、資料末尾の管内図をご覧ください。6月の農業委員会では赤色と青色の線で囲っている筆での分けての申請でしたが県からパネルの設置割合の検討の補正があり、下記の土地と合わせて一つの事業として改めて農地法第5条第1項の規定による許可申請を行うため取下げを行うものです。以上です。

議長

はい、ただ今報告がありました。皆さん何かご質問ございませんか。よろしいか。報告が終わりましたので、それでは議案の方に入りたいと思います。議案第1号、農地法第5条の規定による許可についてをご審議願います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。番号1番、所在は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で地目は田となっています。面積は合計で〇〇㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、〇〇にお住いの〇〇さんです。譲受人は〇〇に主たる事務所、〇〇 〇〇さんです。申請理由としましては、申請地を太陽光発電のパネルを設置して利用したいため申請が上がっています。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いいたします。

議長

はい、〇〇委員さん、紹介をお願いします。

〇〇委員

はい、それでは申請地の場所ですが14ページをご覧ください。前回は審議しているので覚えている方もおられるとは思いますが、改めて説明します。この場所は市内の方から来ますと、〇〇の前を通りまして、〇〇を渡って〇〇に入ったすぐのところ、〇〇に隣接した資料でいうと斜線の部分となっております。

それでは3ページの公図をご覧ください。この公図で示されているように〇〇、〇〇、〇〇が〇〇さんの所有地です。そして右側にある〇〇が〇〇さんの所有地です。ちなみにこの〇〇、〇〇、〇〇というのは、参考に20ページをご覧ください。この資料に示されているようにほとんどが〇〇で〇〇㎡です。〇〇は鉄道用地に隣接しているらしいのですが境界が明示しづらいということで、面積は〇〇㎡で微々たるものですので、設置にあつたてはその部分はよけて設置しますと。同じく〇〇は〇〇㎡でこれは3ページの公図で示されている〇〇の河川に付随した斜線部分のところが該当します。ですからこれもよけて設置するという風な設置計画となっております。

次に10ページから12ページをご覧ください。ここには〇〇から地役権設定地での譲渡人、譲受人の同意書が添付されております。高電圧線が通ってますので地役権が設定されておりますのでそれに同意するものです。

それから15ページ、これが今回の設置計画図として示されております。空白の部分の四角で囲ったところが鉄塔の部分ですね。後は23ページから77ページのところは、太陽光発電設備の概要等になっています。確認をお願いします。最後のページ81ページには現況写真が添付されております。以上の内容での審査をよろしくをお願いします。

議長

はい、紹介が終わりました。ありがとうございます。何かご質問等ございませんか。

〇〇委員

すいません。教えていただけますでしょうか。

議長 ○○委員どうぞ。

○○委員 20ページの用悪水路というのは建設省の持ちものなので用悪水路ということなのですか。

○○委員 所有は建設省となっているのですが、管理は三重県となっておりますね。用悪水路という名前がついているのは昔からのことなので明確には分からないですが。

事務局 地目で用悪水路というのはあります。井溝というのもありますが。

○○委員 ここは元々田んぼだったのもあって水を引いたりする関係でだと思います。

○○委員 ありがとうございます。もう1点、この送電線の鉄塔の下を使うときは地役権といった許可を貰わないといけないのですか。

○○委員 地役権をいうのを持ってましてね、ここに建物を建てたりしたり、今回の場合もそうですが、こういうときはいるんですよ。

事務局 これは線ではなくて面で借りているので、地上まで。鉄塔は鉄塔の場所なのですが、線と線の間は面で借りているので地役権の設定関係があるのです。例えば市有林とかでも鉄塔の間に生えている木があるとしてら、切る場合は金銭が発生します。それは地役権という権利が設定されているからです。

○○委員 分かりました。異議なしです。

議長

異議なしの声が上がりました。採決を取ります。賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これを知事に進達します。ありがとうございました。以上で本日の審議案件は終わりました。それではその他の方に入ります。事務局ありませんか。

事務局

はい、前回の定例会でもお知らせさせていただいたのですが。農業委員会研修なのですが、現時点では予定通り開催しますということで、出席報告の締切が近いので最終的な出席確認をさせていただきたいのですが欠席の方のみ教えていただいてもよろしいでしょうか。日時は令和4年2月25日の午後1時30分からです。

〇〇委員

欠席します。

〇〇委員

これは中止になることもあり得ますよね。

事務局

そうですね。このような状況なので。また随時確認はします。

議長

まん延防止措置も延長されるかもしれませんし、研修自体も延期の方向でお願いするのもいいかもしれませんね。

事務局

そこも含めて、事務局から連絡はとります。皆さんにもその結果はすぐお知らせしますので。事務局からは以上です。

議長

皆さんからはございませんか。ないようですのでこれにて令和4年2月定例農業委員会を閉会します。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員